

ホームレス当事者の生活歴と 資源利用についての調査報告

—大阪市のNPO 法人 Homedoor の事例から

永井悠大・白波瀬達也・小川未空・浦越有希

はじめに

- 1 認定NPO 法人 Homedoor について
- 2 本調査の概要
- 3 調査結果1—生活歴と困窮経験
- 4 調査結果2—資源利用と評価

おわりに

はじめに

本稿は2022年2月から8月に実施したホームレス経験者29人に対するインタビュー調査の報告である。厚生労働省（2022a）の「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」によると、日本全国のホームレス数は、2003年の25,296人をピークに年々減少し、2022年は3,448人となっている。この背景としては、2002年の「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「ホームレス自立支援法」）成立以降、全国で公的なホームレス対策が進行したことや（山田2009）、行政運用上制限されていたホームレスへの生活保護の適用が2000年代に入ってから急速に進んだことなどが指摘されている（岩永2011）。

前述した厚生労働省の調査で定義される「ホームレス」は路上生活者に限定されており、簡易宿所と路上をその日の所持金に応じて行き来する不安定居住者層は含まれていない⁽¹⁾。「ホームレス」を路上生活者に限定するのではなく、簡易宿所や有期雇用の会社の寮など居住権が侵害されやすい不安定な住まいで生活している者を含んで問題把握に努めるべきであるという議論がある⁽²⁾。本稿ではこうした議論に基づきホームレスという概念を、不安定居住者層を含むものとして扱う。

また、ホームレスにも生活保護が適用されるようになってきたとはいえ、稲葉ら（2018）が指摘

(1) 東京都（2017）は都内のネットカフェ等で生活する者が4,000人存在しており、このうちの4割以上が寝泊まりに「路上を利用している」ことを報告している。

(2) こうした問題意識から欧米の政府は日本よりホームレスを広く捉えており、(1) 屋根なし（roofless）、(2) 家なし（houseless）、(3) 不安定、(4) 不適切の4つに分類している（丸山2013）。

するように、公的制度を利用する際の制度運用上の課題も残っている。生活保護法はアパートなどでの居宅保護を原則としているが、ホームレス状態から生活保護を申請した場合、相部屋の施設などで保護されることが多い。その結果、精神疾患などで共同生活が難しい者が定着できずに再び路上に戻ってしまうことも少なくない。さらに、当初ホームレス自立支援法を根拠法として開設された公的なシェルターの一つである自立支援センターなどは、就労を前提とするワークファースト型の支援スキームであるために高齢や持病などに伴う多様なニーズを持つ者に対応しきれない⁽³⁾。

こうした理由で生活保護等の公的資源から漏れてしまうホームレスの受け皿として、民間支援団体は独自に様々な支援スキームを構築している。とりわけ東京や大阪といった大都市では自主財源でシェルターを運営する民間団体もあり、公的資源と民間資源を個々の事情に合わせて利用しているホームレスも存在する。しかしながら、こうしたホームレスがどのような事情や経緯で、どのように資源を選択・利用しているかについては十分に把握できていない。よって、本研究では民間支援団体に繋がったホームレス経験者が（Ⅰ）幼少期から現在までどのような生活を経て困窮を経験しているのか、（Ⅱ）困窮状態の立て直しに向けて生活保護制度や民間支援団体をどういった認識に基づき利用している／していないのかをリサーチクエスションとする。そうすることで厚生労働省の調査では捉えきれないホームレスの実態を浮き彫りにするとともに、民間支援団体が果たしている役割を検討する。

1 認定 NPO 法人 Homedoor について

(1) 民間支援団体としての Homedoor

本調査の対象者は、大阪市北区を拠点にホームレスへの支援を行う認定 NPO 法人 Homedoor（以下、Homedoor）に繋がった相談者である。Homedoor は「誰もが何度でもやり直せる社会」をつくることを理念に 2010 年に設立され、ホームレスや家賃を払えなくなった貧困層からの相談を受け付けている。その中心的な事業として個室型の無料低額宿泊施設「アンドセンター」がある。アンドセンターは全 18 部屋からなり、ホームレスの衣食住を確保する施設として 2018 年より運用されている。

アンドセンターは、相部屋で共同生活が主流の行政のシェルターに対するオルタナティブを目指しているため、全室個室で各部屋にユニットバス、テレビ、冷蔵庫、エアコンなどが完備されている。アンドセンターに入居した相談者は、スタッフとの面談を通じて、居宅の確保や就労、公的制度的利用などに関わるサポートを利用できる。また、2021 年にはカフェ「おかえりキッチン」がオープンし、相談者に作りたての料理を提供している。

アンドセンターを通じた生活再建を目指す相談者とは異なり、Homedoor に繋がりがながらも路上生活を続ける者もいる。こうした路上生活者への支援として、夜間のアウトリーチ（夜回り）⁽⁴⁾ や衣料・食料の提供などがある。また、Homedoor が運営するレンタサイクル事業「HUBchari」の

(3) 自立支援センターが抱える課題については山田（2009）を参照されたい。

(4) Homedoor による定期的「夜回り」では、夜間にスタッフやボランティア 10 数名で大阪市北区の路上生活者に支援物資を配布している。

自転車整備・管理業務を路上生活者が即日できる仕事として提供している。

Homedoor では上述した支援に加え、社会的孤立を防ぐために事務所の一部を団欒スペースとして開放している。団欒スペースでは、アンドセンター宿泊者や路上生活者はもちろん、既に居宅を確保した相談者やボランティアなども相互に交流している。

Homedoor の取り組みは、前述したレンタサイクル事業の収入とサポーター会員からの寄付金などの総額約1億4800万円（2021年度）で賄われている。国の報告⁽⁵⁾では、認定NPO法人の年間収益の中央値は約2350万円とされており Homedoor の事業は相対的に潤沢な資金によって成り立っている。一般的な民間支援団体とは異なる Homedoor の特殊性として付言しておく。

（2）相談者の傾向

Homedoor に寄せられる新規相談は、新型コロナウイルス感染症（以下、コロナ）の影響もあり、2020年度に前年度（746件）の約1.5倍となる1,104件に上り、2021年度は898件であった。このうち大阪府内からの相談が69%で最多だが、大阪府外からの相談も31%を占めており、北海道や沖縄といった遠方からの相談も含まれている。2021年度に来所した相談者は314人で、255人がアンドセンターに宿泊している。来所したものの宿泊に至らなかった59人は、知人宅などを拠点に生活の再建を目指す者や情報提供以上の支援を求めない者が含まれる。遠方からの相談はメールや電話での情報提供で終結する場合も多い。

このため全ての相談者の詳しい生活歴を聞き取れているわけではないが、相談時の居所が「本人名義の家」であった者は19%（185件）に過ぎず、「不明」（13%）などを除く60%以上がホームレス状態にあった。また、同時期の相談者の性別は男性76%、女性24%、平均年齢は42歳であった。

厚生労働省（2022b）の調査によれば路上生活者の95.8%が男性で、平均年齢は63.3歳である⁽⁶⁾。同調査と比較すると、Homedoor の相談者には路上生活が難しい女性や若年ホームレスが多く含まれている。なお、アンドセンターを利用した255人のうち137人（53%）が生活保護による居宅確保、45人（18%）が主に寮付の就労に至っている。Homedoor と夜回りなどで定期的な関わりのある路上生活者は80人程度となっている。

(5) ここでは内閣府の「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」を参照している。

(6) 詳細は「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」（厚生労働省2022b）を参照のこと。以下、「2022年ホームレス実態調査」とする。

2 本調査の概要

(1) 調査方法

本調査では Homedoor に繋がった相談者を以下の3つの群に分類し、分析を行う。

居宅保護群：アンドセンターに一時宿泊することで新たな住居を確保し、居宅保護（生活保護）に至ったケース
寮付就労群：アンドセンターに一時宿泊することで寮付就労に移行したケース
路上生活群：Homedoor から食料や衣類、レンタサイクル事業などでの就労収入を得ながら路上生活を継続しているケース

本調査における類型は Homedoor に繋がってから支援が一旦終結するまでの意思決定の違いに依拠しており、例えば調査時点では保護が廃止になっているケースも居宅保護群に分類している。

このように分類・分析する目的は、支援団体に繋がった相談者の選択が、生活歴、経験、規範意識、社会資源や社会福祉制度への評価に規定されると考えられるからである。居宅生活という選択肢を提示されながら路上生活や不安定な寮付就労を選択する／した背景には何があるのか。従来指摘されてきた生活保護制度の課題⁽⁷⁾に対し、居宅保護群は葛藤を感じなかったのか。こうした点に着目することで、調査対象者の選択を規定する社会的文脈や意識、各資源への評価などを浮き彫りにすることが期待できる。

調査は Homedoor の相談者 29 人を対象に 2022 年 2 月～8 月に実施した。かれらは Homedoor との間に一定の繋がりがあり、調査に協力的な立場である。本調査では調査票に基づく半構造化インタビューを実施し、ボイスレコーダーによって録音した。音声データは文字に起こし、倫理規定に基づき管理した。一人あたりの聞き取りに要した時間は平均 1 時間半ほどであった。調査場所と日時は相談者の自宅や Homedoor 事務所など調査対象者の希望により設定し、聞き取りは筆者らを含む Homedoor スタッフを中心とする調査グループで行った。

なお、調査に先立ち大阪大学大学院人間科学研究科共生学系研究倫理委員会の倫理審査を受けている。対象者には情報の取り扱いに関する事項やインタビュー開始後でも中止できることなどを説明し、同意書を交わした。

(2) 調査対象者の特徴

調査対象者である相談者の概要を表 1（調査対象者一覧）にまとめた。一覧に記載された内容は調査時のものである。類型は、支援が一旦終結した時点で区分し、居宅保護群を「居宅」、寮付就労群を「寮」、路上生活群は「路上」とした。寮付就労群のうち寮⑤のみ調査時には本人名義の居

(7) 福祉事務所が生活保護申請者の親族に援助の可否を問い合わせる扶養照会などを念頭においている。稲葉（2013）は扶養照会が生活保護の申請を躊躇させる心理的障壁になることを指摘している。

表1 調査対象者一覧

類型 No.	性別	年齢	学歴	生活保護 利用状況	職業・求職状況	障害/病歴
居宅①	男性	21	高卒	利用中	無職・求職中	あり
居宅②	女性	26	高卒	利用中	パート	複数あり
居宅③	男性	27	高卒	廃止	非正規	複数あり
居宅④	男性	28	高卒	利用中	無職・求職中	複数あり
居宅⑤	男性	28	高卒	利用中	無職・求職中	あり
居宅⑥	男性	30	中卒	利用中	無職・求職中	あり
居宅⑦	男性	32	高卒	利用中	非正規	複数あり
居宅⑧	女性	34	高卒	利用中	無職・療養中	あり
居宅⑨	女性	35	高卒	利用中	パート	なし
居宅⑩	男性	40	高卒	廃止	正社員	なし
居宅⑪	女性	41	中卒	利用中	無職・療養中	複数あり
居宅⑫	男性	47	中卒	廃止	非正規	なし
居宅⑬	男性	49	高卒	利用中	無職・求職中	なし
居宅⑭	男性	51	中卒	利用中	無職・療養中	複数あり
居宅⑮	男性	53	中卒	利用中	無職・療養中	あり
居宅⑯	男性	59	中卒	利用中	無職・療養中	複数あり
居宅⑰	女性	64	高卒	利用中	無職・療養中	あり
居宅⑱	男性	65	中卒	利用中	無職	複数あり
居宅⑲	女性	65	高卒	利用中	無職	あり
寮①	男性	20	高卒	利用歴なし	非正規	複数あり
寮②	男性	31	高卒	利用歴なし	非正規	あり
寮③	男性	34	中卒	利用歴なし	正社員	なし
寮④	男性	47	高卒	利用歴なし	非正規	なし
寮⑤	男性	57	高卒	利用歴あり	パート	なし
路上①	男性	33	高卒	利用歴なし	HUBchari 業務	なし
路上②	男性	58	高卒	利用歴あり	HUBchari 業務	複数あり
路上③	男性	67	中卒	利用歴なし	廃品回収	あり
路上④	男性	67	中卒	利用歴あり	廃品回収	複数あり
路上⑤	男性	68	高卒	利用歴なし	高齢者特別清掃事業	なし

宅を有していた。また、居宅保護群のうち居宅③⑩⑫の3ケースは調査時には月の収入が保護基準を上回ったことで保護廃止になっていた。

居宅保護群は66% (19人)、寮付就労群と路上生活群はそれぞれ17% (5人)である。性別は男性79.3% (23人)、女性20.6% (6人)、平均年齢は44歳であった。また外国籍者が3人(居宅⑬⑮⑰)であった。前述したHomedorの年間相談者の傾向と比較すると、本調査対象者は居宅保護群と男性がやや多く、性別、年齢階層はほとんど違いがなかった。Homedorが受ける相談の多くは大阪府内からであり、地域的な偏りが大きい。また、本調査は来所者を対象にしている点でHomedor相談者の母集団を代表しているわけではない。

3 調査結果 1—生活歴と困窮経験

生活歴と困窮経験についての調査結果を以下に示す。以下では各群の相違点や特徴、個別の事例について記載する際は類型を明記するが、全体的な特徴は人数のみ記載する。また、調査対象者の語りや表現をそのまま採用する際には括弧（「 」）を、語られた表現を残しつつ調査者がカテゴリー化したものには隅付き括弧（【 】）を用いる。

(1) 子ども期の家庭環境・学校での経験と進路

子ども期（18歳未満時）の環境として、13人が親との離別、3人が児童養護施設入所を経験している。また、8人が親や施設職員から虐待を経験していた。親を頼れない事情のなか、キョウダイの世話（3人）や家事（2人）、家業の手伝い（1人）などで学業に専念できない、遊べない環境だったという語りがあったほか、3人は生活費や学費を自分で稼いでいた。

12人が自身の子ども期を、【生活に困っていた／裕福でなかった】と振り返り、周囲との差を感じる経験として8人が【周りが持っているものを買ってもらえなかった／小遣いがなかった】と語った。一方、経済的にしんどくはなかった（8人）、裕福だった（2人）、複数の習い事を経験していた（5人）というケースもあった。

学校に関する聞き取りでは、いじめに遭った（6人）、同級生となじめなかった（3人）、教師と不仲だった（5人）という経験が語られた。他方、仲の良い友人（14人）や気にかけてくれる教師の存在（3人）、部活動に打ち込んだ経験（5人）についての語りもあった。また、成育環境がひとり親、児童養護施設、在日外国人である者が珍しくない地域であったため「理解があった」（5人）など、地域の特性がスティグマを緩和しうることがうかがえた⁽⁸⁾。

家庭や学校でのポジティブな経験も語られたものの、9人が経済的な理由から進学や就学の継続は困難だったと語っている。最終学歴は高校卒業が19人で最多であり、中学校卒業が10人で続いた。大学を卒業した者はいなかった⁽⁹⁾。

(2) 学校卒業／中退後の脆弱な生活基盤と困窮リスク

1) 不安定な就労

6人が高校卒業と同時に寮付の職場に就労しており、その理由として児童養護施設出身（2人）、家族と不仲（3人）だったために【頼れる人がいない】ことが挙げられた。また、パワハラ（1人）や長時間労働（2人）、給与未払い（1人）、事前通知のない解雇（1人）、職場の同僚が暴力団関係者（3人）など、過酷な労働環境に従事した経験が語られたほか、10人が人間関係のもつれによる失職を経験していた。こうした労働環境から不安定就労を転々とする者が多かった（16人）。なお、9人がコロナ禍により求人が減少して困ったと語った。

(8) 一方、外国籍である⑬⑮⑰からは成人後の経験として、差別的な扱いを受けた経験が語られた。

(9) 「2022年ホームレス実態調査」では、最終学歴は「中学校」（46.8%）が最多で「大学」（7.5%）を卒業した者もいることが明らかになっている。

2) 病気による失職や家族関係などの破綻

11人が就職後に自身の怪我や家族の介護、うつ病などの精神的不調から離職や生活の破綻を経験していた。また、10人が家族やパートナーとの関係悪化によって住まいを失った経験があり、その内容として家族からの暴言や暴力（5人）、パートナーとの死別（1人）などが挙げられた。なお、家族から身体的な暴力を受けた4人のうち3人は女性でありジェンダー的な偏りがあった⁽¹⁰⁾。

3) ひきこもり／希死念慮

幼少期からの不安定な生活や困窮リスクにさらされるなかで、5人が社会との関わりを絶ち、ひきこもる経験をしていた。また、12人が希死念慮に苦しみ、6人が自死未遂をしていた。

(3) 困窮時の社会関係

1) 家族・親戚

生活困窮時に親族から経済的な援助を受けたり一時的に身を寄せたりした経験があるのは11人だった。経済的な援助は、親（3人）、従兄弟（1人）、妻（1人）、姉の義理の両親（1人）によるもので、一時的に身を寄せた先は実家（5人）、姉の家（1人）、オジの家（1人）であった。また、2人が新たな住居契約にあたり、親から初期費用や手続きの援助を受けていた。ほかにも、姉（1人）やオバ（1人）から生活保護の申請を手伝ってもらったという語りがあった。

なお、援助の期間や頻度は違いがあり、居宅⑮が数十年ぶりに会った従兄弟から数万円の援助を2回受けて「これが最後」と言われたのに対し、居宅⑧は病気で失職した際、親からの提案で6年間実家暮らしをしている。しかし、居宅⑧も親との関係が悪化し退去を強いられている。

2) 友人・知人

友人や知人からの援助としては、友人宅に居候（5人）が最も多く、金銭を借りた経験（3人）が続いた。また、インターネットで知り合った人から支援団体の情報を聞いた（3人）、仕事を紹介された（1人）という経験もあった。しかし、家族関係と同様に、Homedoor 来所時には関係性が途絶えているケースが多かった。

(4) 行政窓口での相談・生活保護の利用

家族や友人に頼れない状況で、半数以上にあたる16人が過去に福祉事務所など行政の窓口での相談歴があり、14人が実際に生活保護を利用していた⁽¹¹⁾。こうした経験がありながらもHomedoorに支援を求めた理由として、17人が役所に行ってもうまくいかないと考えていたり、役所に対して忌避感を持っていたりした。

このうち7人はHomedoor 来所前に行政の窓口で相談したものの、「他の地域に行つてと言われ

(10) 丸山（2013：61-67）は、家族の暴力から逃げる結果としてホームレス状態になることを「女性に典型的なパターン」と指摘している。

(11) 「2022年ホームレス実態調査」では生活保護の利用経験がある路上生活者は約3割であった。

た」(1人)、「家がないとダメ」「施設に入るしかない」と言われた(3人)、貸付の話が優先された(1人)など、生活保護申請を抑制するいわゆる“水際作戦”⁽¹²⁾を経験している。居宅⑮はこうした過去の経験を強い憤りとともに語っている。

居宅⑮：役所行って、…(中略)…あの一、「ここ来てもろても困る」みたいな。ほんなら俺は、「この前で野垂れ死にしても、あんたらは何とも思わへんの」(って言ったら)、「あ、そういうのは関係ないですから」って言われて。…(中略)…全然向こうからしたら受け付けてくれへんっていうか。

なお、生活保護の利用経験があるものの直接 Homedoor に来所した9人は、「生活保護は一度しか利用できないと説明された」(2人)、「家がない状態での申請がイメージできなかった」(1人)、生活保護利用時に「嫌な思いをした」(1人)、「貧困ビジネスから逃げてきた」(1人)などと語った。また、保護廃止の経緯から二度目の利用はできないと思っていた者(2人)もいた。

行政窓口での相談歴がない居宅保護群(7人)は、行政に相談しなかった理由として、「申請しても断られる」、「親族に連絡される」、「就労指導や生活面の規制が多い」などのイメージを持っていたことを挙げた。また、自身が「生活保護の対象にはならないと思っていた」、「ここを乗り切ろうという思考もなかった」という語りもあった。

行政での相談歴がない寮付就労群(3人)、路上生活群(3人)からは、生活保護を「全く知らなかった」(寮①)、「頭になかった」(寮②、路上①)という語りがあった。

以上、本調査対象者の生活歴として、幼少期から家庭環境に恵まれない者が多く、低い学歴による不安定な就労という不利の連鎖が確認できた。また、困窮時に頼れる社会関係も限定的で生活保護も利用しにくいと認識されていた。

(12) “水際作戦”について、ここでは「福祉事務所が生活に困窮している人に生活保護の申請をさせず、窓口で追い返す」(稲葉 2013: 45) 対応を意味するものとする。

4 調査結果 2—資源利用と評価

(1) Homedoor での意思決定と資源利用

以下では調査対象者が生活保護制度や民間支援団体をどのように利用、評価しているのかをみていく。

1) Homedoor に繋がった経緯

ホームレス状態に陥った際、居宅保護群と寮付就労群の多く（16人）はインターネットで Homedoor を知り、相談に至っている。Homedoor を選んだ理由は、【ホームページが見やすく支援内容が分かりやすい】（4人）、【立地が良い／土地勘があった】（3人）が挙げられた。一方、路上生活群は Homedoor の夜回りや他の路上生活者からの話で Homedoor のことを知ったと語った。

2) 居宅保護群の意思決定

Homedoor 来所当時、大半の調査対象者は生活保護を利用しにくいと感じていた。しかし、居宅保護群の多くは Homedoor のスタッフから説明された情報を参考に生活保護の利用を決め、アンドセンターの利用や住居探しといったサポートを受けて居宅保護に至ったことが分かった。

居宅⑨は 2009 年頃に「リーマンショックの影響」で派遣切りに遭い、初めて生活保護の申請をした。その際、担当者から「生活保護を受給できるのは一度だけ」という誤った説明を受けていた。後に就職を経て保護廃止となったが、コロナ禍の影響で接客業の仕事が減り、再び困窮してしまう。生活保護は利用できないと誤解したまま相談に訪れた Homedoor で、利用回数の限度がないことを知り、居宅保護に至っている。

居宅⑤はパートナーとの死別をきっかけに大阪府外で生活保護を申請し、施設で生活していたが、その利用者から保護費を「たかられ」る被害に遭っている。こうした経験から居宅⑤は、「生活保護＝施設保護」という誤解をすると同時に、共同生活への強い抵抗感を持った。共同生活に耐えかねて施設を出た後、Homedoor に「ちゃんとした一時保護」を求めて来所する。その際、ホームレス状態からの生活保護でも居宅生活が可能であることを知り、アンドセンター利用を経て居宅保護となっている。

3) 寮付就労群と路上生活群の意思決定

居宅保護群と異なり、寮付就労群、路上生活群は Homedoor に繋がり居宅保護が可能だと説明を受けてもなお、生活保護の利用を希望していない。寮付就労群はアンドセンターを利用して寮付就労へと移行しているが、その背景として、「(労働の)対価として収入を得る」(寮④)など就労収入を重視する語り(寮③④⑤)があった。

寮④：…(前略)…多分、生活保護が借りてるっていう意識になっちゃうと思ったのかもしれない。
…(中略)…働いて対価として収入を得ていく方がいいのかなっていう風に思ったのはそっち(就

労)を選んだ基準ですね。

路上生活群のうち路上や支援団体のシェルターを転々としている路上①②は、Homedoorでの日払い仕事のほか、複数の支援団体から食料等の提供を受けている。一方、自ら小屋を作り定住している路上③④⑤は、空き缶拾いなどの廃品回収を含む路上の仕事によって生計を立てており、支援団体の利用は少なかった。路上③が炊き出しに並ぶことを「そんなんありえん。乞食ちゃうで」と語り、路上④が支援団体に頼ることを「最後の砦」と表現するなど、他者の支援を受けずに自分で何とかしたいという強い規範意識がうかがえた。

路上④：やっぱり Homedoor さんとかに言うてすんのも（支援を頼むのも）、ものすごく気遣うねん。…（中略）…だから、自分でなんともできへんようになったんやったら、（Homedoor の支援を受けに）行かんとなあ。だから最後の砦やと思てんねん。

4) 寮付就労群と路上生活群の葛藤

こうした寮付就労群、路上生活群の意思決定からは、自助を重視する規範意識に基づき就労や路上生活を積極的に選択しているようにみえる。しかし、その背景には生活保護は利用したくても利用しにくいという認識もうかがえた。寮⑤は過去に役所で“水際作戦”を受けた経験から、寮①②は扶養照会への抵抗感から就労を選択している。

寮⑤：生活保護を申請するという煩わしさがあるじゃないですか。…（中略）…前に1回ふられたから、…（中略）…まあ、どうせ断（ら）れんだらう。断られるっていうかまあ、…（中略）…年齢もあるだろうと思てさ。

寮①：…（前略）…生活保護する場合は、もしかしたら家族のほうに連絡がいくかもしれない、でも僕は知られたくないからそれは嫌だとなって、…（中略）…そんな時は寮付きの仕事を選んだっすよね。

生活保護への印象としては、寮付就労群が「生活保護はできれば利用したくない」という控えめな表現であったのに対し、路上生活群である路上②③④は過去に福祉事務所で受けた対応などから生活保護やその担当者に対する強い忌避感を示した。

路上③：役人や。もう役人は大嫌いや。

Q：嫌な経験があるんですか？

路上③：言葉の暴力でな。若い時期など。もう悔しいから言わんけどなあ、もう絶対許さん。

5) 寮付就労か居宅保護かをめぐる<意思決定の揺らぎ>

生活保護を利用する葛藤などから寮付就労を選択した者や路上生活を続ける者がいる一方、寮付就労から居宅保護へと方針を変えた者もいる。居宅⑥は、過去の経験から行政に忌避感があり、Homedoor に来所している。

居宅⑥：役所行って、嫌な思いしてたんで、その、もめたり。…（中略）…（役所の人が）もうすぐ目つきで見てくるんで。…（中略）…それがあったんで嫌だなあとって、NPOの方に頼ろうかになって。

行政に対する忌避感生活保護制度へのネガティブなイメージとなり、Homedoor スタッフとの面談時には生活保護を提案されるも就労を選択している。

居宅⑥：（面談で居宅確保の話は）あったけど、その生活保護に対しての嫌なことがあったんで、受けたくないって言うふうに言って、それで最初のその仕事を紹介してもらったって感じ。

こうした経緯から居宅⑥はアンドセンターに宿泊しながら就労を開始するも、面接時に聞いていた条件と実態が違ってしたことなどを理由に退職している。退職後、精神的に体調を崩した居宅⑥は生活保護による居宅確保の方針を変えている。以下の語りからは、居宅⑥がスタッフとの面談を経て、当初の「すぐ仕事」という考えから、生活を安定させてから就労するという考えに変わったことがうかがえる。

Q：一旦、働くよりも生活を落ち着けようと気持ちが変わったということですか？

居宅⑥：そうですね。〇〇さん（スタッフ）にも言われたんですけど、すぐ仕事じゃなく、「ちゃんと住む所を見つけて生活保護を頼って、ゆっくり考えて仕事を選べばいいんじゃないの？」って言われたんで。それに甘えてみようかなと思って受けさせてもらってる感じです。

このように寮付就労か居宅保護かといった意思決定の違いは確固たるものではなく、制度利用に対する葛藤の程度や状況の変化に左右されることが分かる。居宅⑥の場合、就労・心身の状況の変化やHomedoor スタッフとの度重なる面談が、方針について改めて熟慮する契機となっていた。本稿ではこうした再帰的な熟慮の過程を＜意思決定の揺らぎ＞と呼びたい。

6) 路上生活か居宅保護かをめぐる＜意思決定の揺らぎ＞

妻木（2003）は路上生活が長期化するなかで路上生活者の就労規範が新たに強化されることや、現在の生活を変えることへの抵抗感が強まることを指摘している。路上生活群の規範意識は既に確認したが、長期化した路上生活においても＜意思決定の揺らぎ＞は生じうるのだろうか。

居宅⑭は5年にわたって路上生活をしていたなか、夜回りを契機にHomedoor スタッフと繋がり、定期的に近況を確認し合う関係になっていた。居宅⑭は路上を巡回する行政の職員からも公的な施設の説明を受けていたが、これらを利用することで状況が悪化してしまうのではないかと懸念していた。以下の語りからは長期化した路上生活を変えることの抵抗感が確認できる。

居宅⑭：…（前略）…（大阪市の施設である）ケアセンターはよく勧められたんです。台風とかの時に「ちょっと避難せえへん？」って。けど、1回入ると、よくなってまた出じゃないですか。そしたらもう戻りたくないから入らん。

Q：一時的に入ってまた出るとしんどさが増すからということですか？

居宅⑭：そうですね。だからケアセンター、自転車とか持っていけなかった。(路上に)置いとかないかん。その間に自転車なくなったら、その時以下の生活になってしまうんで。もう自転車必需品なんで。…(中略)…雨風しのげるもの(を自転車に)おいてあったんで。

また、体調が悪いことを伝えたにもかかわらず、巡回相談員から就労を前提とし、利用期限もある自立支援センターを勧められることへの苛立ちも語られた。

居宅⑭：(巡回相談員は)そこ(自立支援センター)を勧めるんですよ。…(中略)…で、3か月で体治して仕事して家借りれるかってなったら無理やろうって。そういうのでイラつきもあったかもしれないですね。その、(巡回相談員はきちんと話を)聞いてくれてるかな?っていう。

さらに、居宅⑭は生活保護を申請した場合、意に反した扶養照会をされてしまうことを危惧していた。このような複合的な葛藤こそ、路上生活者が支援者に繋がりがながらも路上生活を続ける大きな要因であると思われる。

しかし、居宅⑭は路上でHomedoorスタッフと半年以上の関わりを持ち、扶養照会が近年緩和されつつあるという説明を繰り返し聞くなかで、アンドセンターの利用を通じた居宅保護に踏み切る決意をしている。

居宅⑭：…(前略)…〇〇さん(Homedoorスタッフ)来るときは「保護受けますよ」って、言ってくれてたから。多分それで、うん、やってみようかなって思ったんやと思うんですけどね。

こうした居宅⑭の心境の変化は、路上生活を変えることへの抵抗感と無関係に生じたものではない。その背景には生死に関わる極限の葛藤があった。

居宅⑭：…(前略)…(Homedoorスタッフが)ちゃんと話をしてくれとったから多分、(Homedoor事務所に相談に)行ったんやと思うんですけどね。…(中略)…俺自身はもう寒くなる前に逝きたい、楽になりたい思うてたから、…(中略)…何をきっかけにその、行ってしもうたんかは、今んとこ思い出せないですね。

Homedoor事務所へ相談に行ったきっかけは本人も「思い出せない」。しかし居宅⑭は、Homedoorスタッフが、就労を前提とせずに居所の確保を優先したいという自身のニーズに合致した対応してくれたという印象を明確に語った。

居宅⑭：(Homedoor事務所には)話聞きに行くだけで終わるんちゃうかなって思ってたんですよ。そのまま(アンドセンターに)いれてくれたでしょ？

居宅⑭：(Homedoor事務所での面談で自立支援センターの話は)全然してないと思います。その話出とったら、うーん、ちょっと一歩引いてたかもしれないですね。

しかし、路上生活か居宅生活かという葛藤はアンドセンターに入っただけで消えたわけではなく、居宅⑭は「(アンドセンター入居後も居宅生活に対する不安は)いっぱいありましたね。ほんまにやり直せるんかな、とか」と語っている。こうした葛藤を抱えながらも、アンドセンターを利

用するなかで、雨露を気にする必要のない安堵感や「動き出さなあかん」という気持ちが生じていく。

居宅⑭：あの時、天国じみた感じでしたね。やっぱり家のなかはこんななんやなって。…（中略）

…雨降った時のことを考えなくてよくなったのが、ほっとしたところもあるんかもしれないですね。

居宅⑭：（不安もありながら居宅生活に向けて動いた理由は）やっぱり、保護受けるって決まった時点でずっと寝てられないですからね。やっぱり動き出さなあかんっていうのはあったと思うんですよね。

このように居宅⑭の場合、Homedoor スタッフから聞いた制度運用状況の変化や個室シェルターで過ごす安堵感が、路上生活か居宅保護かを改めて熟慮する契機となっていた。

以上、各群の意思決定は自助を重視する規範意識や生活保護へのイメージ、経験に規定されることが分かった。しかし、こうした意思決定は不変なものではなく、支援団体の資源を利用する過程で<意思決定の揺らぎ>が生じる事例も確認できた。

（2）利用した資源に対する評価

1）生活保護制度への評価

居宅保護群による生活保護制度への評価としては、現在のケースワーカーが「頭ごなしに就労指導してくる」（2人）といった不満が挙げられた。

居宅⑰：（ケースワーカーに）お会いするのが怖いね。…（中略）…頭ごなしに、こう、言ってきはるから、…（中略）…あの一、まだ64歳やから、⑰さん働いてって言って。

他方、生活保護制度を積極的に解釈し、現在のケースワーカーとも良好な関係を持つことで制度をポジティブに評価する居宅保護群も存在する。制度に対する積極的な解釈として、生活保護利用を「恥とは思わない」（1人）、【他人の目を気にしてもしかたがない】（3人）、【使える制度は使う】（4人）といった声が聞かれた。

居宅②：別に私は何も、人にどう思われようがどうでもいいっていう。…（中略）…言いたいやつには言わせとけばって思ってるから。

居宅②：…（前略）…自分が生きてきた中で税金とか納めてるから、それ使うことに躊躇いはなかった。…（中略）…自分が困った時に利用したって別にいいじゃんってスタンス。

また、同じく居宅保護群から生活保護申請時の印象として【担当者がよく理解してくれた／優しかった／嫌な思いはしなかった】（7人）といった声が聞かれたほか、現在のケースワーカーが【良い人／話をきちんと聞いてくれる】（8人）という評価も確認できた。

居宅⑧：（申請時の窓口の対応は）すごい優しかったですね。「嫌なこと聞くかもしれへんけど」みたいな、気遣ってくださいって。…（中略）…本当にもう窓口で追い返されると思ったからこそ、そうやって気遣ってもらえただけで、怖くなかった、良かった。

居宅⑥：（今回のケースワーカーは）良い人ですね。…（中略）…（制度への印象も）変わりましたし、…（中略）…ちゃんと、受け入れてくれる人だったんで。

2) 民間支援団体への評価

民間支援団体である Homedoor への評価として、居宅保護群、寮付就労群からは、アンドセンターに【即日入居できた】(11人)、【ゆっくり寝ることができる】(7人)、【個室で設備が充実している】(8人) ことへの安心感が語られた。

寮②：その前に野宿してたんで、(アンドセンターに入れて)「良かったー」っていうのが結構強かったっすね。ていうのと、「今日から泊まれるの!？」っていう驚きですかね。

居宅④：(公的なシェルターは)下手すると共同部屋で布団もシラミ、ダニまみれって聞いたから。…(中略)…個室で部屋きれいやったから、すごく嬉しかったです。

生活保護申請がスムーズに進んだという居宅保護群の評価は確認したとおりだが、この点について、Homedoor スタッフの同行が助かった(3人)、Homedoor が関わったことで役所の対応が変わった(3人)など、申請に支援者が関与することを評価する語りがあった。

居宅⑦：…(前略)…その申請上げる前に Homedoor から(役所に申請書を)ファックス送ってくれてたんですよ。…(中略)…で、(申請に行ったら役所の人)「あ、わかりました」みたいな。

居宅⑦：(Homedoor 相談前に一人で申請に行った時とは対応が)もう全然違いましたね。

こうしたサポートについては、【スタッフに相談ができる／常に気にかけてくれる】(9人)とあった、アンドセンター利用中の安心感としても語られた。

居宅⑬：やっぱり話を聞いてくれるっていうのですね。声をかけてくれるっていうのがすごく嬉しかったですね。…(中略)…皆さんが、「どうしてます?」「元気でやっていますか?」とか、…(中略)…その気持ちが一番嬉しいですね。

なお、路上生活群からも、スタッフが「優しい」「気にかけてくれる」(3人)といった評価があった。以下の語りからは、食料や衣類の支給が、情緒的なサポートにも繋がっていることがうかがえる。

路上③：…(前略)…可愛がってもらたわな、〇〇さん(スタッフ)には。食べ物、ぎょうさん貰ったしな。あの子(同上)、優しいから「今は寒いから」いうてな。ちゃんちゃんこもくれたしな。

路上④：(夜回りで)声かけてくれるだけでもものすごくありがたい。あ、こんな自分でも気にかけてくれる人がいてるって思えるだけで、様子見に来てくれるっていうだけで、それはものすごくありがたい。

以上、利用した資源に対する評価として、生活保護については制度利用の過程をポジティブに語るケースが少なくなかった。また支援団体については個室シェルターのハード面に加え、相談のしやすさというソフト面を高く評価する語りがあった。

（3）現在の生活に対する自己評価と今後の展望

調査対象者の現在の生活に対する自己評価と今後の展望についても資源利用の帰結の一つとして確認しておきたい。

1) 居宅保護群の評価と展望

居宅保護群の現在の生活に対する主観的な評価は、仕事や趣味などの活動領域が複数あるケース（居宅③④⑤⑦⑩）と、他者との交流が少ないケース（居宅⑬⑭⑮⑱）とで対照的だった。前者は定期的にHomedoorの団楽スペースでスタッフや利用者と交流しているのに加え、学生の頃からの友人や職場の関係者、趣味やSNSを通じて知り合った知人等とも交流がある。このように社会関係の豊富な居宅保護群の現状に対する主観的評価は高かった。

居宅④：…（前略）…（生活困窮時から現在まで）だんだん右肩上がりっていう感じです。ちょっと心配事とか悩み事あったときも、ここ（Homedoor）来たら解決法だしてくれるし。すごい助かってはいます。

今後の展望についても、社会関係が豊富な居宅保護群からはキャリアアップや就職を通じて生活水準を上げたいという語りがあった。居宅④はケースワーカーとの関係も良好で就労プレッシャーがなく、就職に前向きなイメージを持っていた。

居宅④：…（前略）…（就職したら）社会的地位も上がるやろし。…（中略）…仕事しました、いろんな付き合いできました、なんやかんやで結婚しました、死んでいくとき1人じゃなかったです、のほうはまだいいかなと思って。

他方、同じ居宅保護群でも、就労していないなどの理由から社交の機会が限定的となっている居宅⑬⑭⑮⑱は、孤立気味であった⁽¹³⁾。

居宅⑬：いろんなものを見てて、やっぱり特に思うのは孤独死とか。ちょっと怖くなって。…（中略）…うつ病じゃないですけど、そういう風になっていくのかなとか。

また、居宅生活開始後の孤独感からうつ病の診断を受けた居宅⑮は、求職活動を開始できる状態にない。そういった事情を現在のケースワーカーが理解していないという不満も大きく、具体的な展望を描きにくいことがうかがえた。

居宅⑮：まあ、「こいつは仕事をしたくないから」みたいに（ケースワーカーから）思われてるんかも分からへんけど。そんなことない、何もせえへんのもつらいんやでって。…（中略）…頼りにできる人もおらへん、ずっと1人ですからね。

(13) 奥田ら（2014）はアパートに入居した元ホームレスが孤立しやすいことを指摘している。

2) 寮付就労群／路上生活群の展望

今後の展望として、寮付就労群5人のうち3人(寮①②④)からは転職をして居宅生活をしたいという展望が語られた。以下の語りからは、寮②が寮生活を長期間続けたいとは考えていないことが分かる。

寮②：僕的には、まあ1年は〇〇さん(現在の会社)で(働こう)かなって思ってるっすね。…(中略)…僕の最終目標は、自立して生活できればそれでいいって感じです。

また、寮③は住環境へのこだわりは強くないものの現在の仕事をいつまで続けられるか不安に感じており、いずれ転職したいと語った。

なお、路上生活群の現状への評価としては、「今のところ楽しい」(路上①)、「現状が満足」(路上③)など、悲観的な語りばかりではなかったものの、今後の展望については「現状維持」(路上①③)、「(生活は)変わらない」(路上④)、「考えていない」(路上⑤)など、先のことを考える余裕がないことがうかがえた。

おわりに

先述したとおり、本研究の対象者はHomedoorに協力的な相談者である。したがって対象選択に一定のバイアスがあることは否めない。それでも信頼関係に基づくインタビューを通じて、厚生労働省の調査では捉えきれないホームレスの実態や、民間支援団が果たしている役割を浮き彫りにできた点は意義があるだろう。本稿を締め括るにあたり、調査結果をリサーチクエスションに引きつけて整理する。

幼少期からの生活歴としては、親との離別や被虐待の経験を有する者が多く、経済的な理由に起因する低い教育達成、不安定な就労環境など、不利の連鎖が確認できた。また、困窮の契機として精神疾患や家族関係の破綻が多く語られた。こうした結果は、支援団体に繋がった女性相談者の多くが人間関係や心身の不調の重なりから貧困に陥っているという丸山(2018)の指摘や、精神的な健康状態に注意を要するホームレス経験者の割合が高いことを明らかにした山田(2020)の知見とも重なっている。

こうした生活苦に対応する制度である生活保護も、本調査対象者にとっては制度利用時に不適切な対応をされた経験などから利用しやすい資源としては認識されていなかった。しかし同時に、本調査では生活保護に対する誤解や忌避感を持ちながらも、支援団体スタッフとの面談を経て生活保護を積極的に捉え直す当事者のありようも浮き彫りになった。従来、生活保護の利用における心理的・構造的障壁が指摘されてきたが、民間支援団体がこれらを乗り越える資源になりうることが本調査で明らかになった。公的支援か民間の支援かという二項対立ではなく、前者を適切に利用するために後者が利用されているという関係が確認できた点は本調査の重要な知見である。また、居宅保護群のうち3人が就労自立による保護廃止に至っている点は、民間の支援が公的支援に繋ぎ直す以上の役割を果たしうることを示唆している。

近年、ホームレス研究の関心はホームレス経験者がアパート等で地域生活に移行した後の生活課題へと拡大している（奥田ら 2014；山田 2020）。こうした一群の研究のなかで後藤（2020）は、民間支援団体の役割として公的な支援者には相談しにくい内容でも対応できる点、情緒的サポートを提供できる点を挙げている。このように地域生活移行後の民間支援団体の役割については学術的な知見があるが、支援の入り口で支援団体が当事者の意思決定をどのように支えているかについては、これまであまり研究されてこなかった。

現状ではホームレスが公的機関に相談しても、熟慮する十分な間も無く、自身が受ける支援内容の決断を迫られやすい。一方、本調査ではホームレスが支援団体の資源を利用することで、今後の暮らしの展望を熟慮する時間を過ごしていることが分かった。

本調査では熟慮の過程である＜意思決定の揺らぎ＞が2つの条件によって生まれていることが明らかになった。一つ目の条件は＜揺らぎ＞の再帰性である。居宅⑥や居宅⑭はそれぞれ、就職活動の動向や心身の変化という、個室シェルター入居後の経験をもとに「就労/路上生活か居宅保護か」という熟慮を改めて行っていた。こうした再帰的な熟慮は、対象者が早期に方針の決定を迫られなかったために生じたのであり、公的機関のシェルター運用とは対照的である。

もう一つの条件は、路上生活の継続から居宅保護まで幅のある選択肢を前に、「相談のしやすい」第三者と時間をかけて話し合うことであった。こうしたソフト面の支援が＜揺らぎ＞を生じさせる重要な条件であることは、長期間の路上生活から居宅保護に踏み切った居宅⑭においてより顕著であった。

本調査ではホームレス状態からの立て直しを支援する際、幅のある選択肢を提示するだけでなく、その決定を熟慮するための時間と空間を保障することの重要性が明らかになった。このような支援の重要性は独自の居住資源を有する Homedoor の事例から明らかになったものであり、民間支援団体の特徴として一般化した評価はできない。また、筆者らは＜意思決定の揺らぎ＞の保障は民間支援団体の固有の役割ではなく、ホームレス対策を担う行政組織においても求められるものだと考えている。しかし、現状では公的機関が十分に＜意思決定の揺らぎ＞を保障できているとは言いがたい。したがって、本研究の知見は民間支援団体の先駆的な取り組みから導出されたものと位置付けるのが妥当だろう。今後のホームレス支援において本研究の知見が応用されることを期待したい。

（ながい・ゆうだい 認定 NPO 法人 Homedoor 相談支援員）

（しらはせ・たつや 関西学院大学人間福祉学部教授）

（おがわ・みく 大阪大学大学院人間科学研究科助教）

（うらこし・ゆき 認定 NPO 法人 Homedoor 相談支援員）

謝辞：本研究は、令和4年度ヒューマン・サイエンス・プロジェクト（大阪大学大学院人間科学研究科）の助成を受けたものです。

【参考文献】

後藤広史（2020）「地域生活の継続における民間支援団体の役割」山田壮志郎編『ホームレス経験者が地域で定着できる条件は何か——パネル調査からみた生活困窮者支援の課題』ミネルヴァ書房

- 稲葉剛（2013）『生活保護から考える』岩波新書
- 稲葉剛・小川芳範・森川すいめい編（2018）『ハウジングファースト——住まいからはじまる支援の可能性』山吹書店
- 岩永理恵（2011）『生活保護は最低生活をどう構想したか——保護基準と実施要領の歴史分析』ミネルヴァ書房
- 厚生労働省（2022a）「ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）」
（<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/63-15b.html>, 2022年12月26日アクセス）
- 厚生労働省（2022b）「ホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）」
（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_25330.html, 2022年12月26日アクセス）
- 丸山里美（2013）『女性ホームレスとして生きる——貧困と排除の社会学』世界思想社
- 丸山里美（2018）「女性の貧困の特徴」丸山里美編『貧困問題の新天地——もやいの相談活動の軌跡』旬報社, pp.105-116.
- 内閣府（2021）「令和2年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」（<https://www.npo-homepage.go.jp/toukei/npojittai-chousa/2020npojittai-chousa>, 2023年7月12日アクセス）
- 奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎（2014）『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店
- 東京都（2017）「住居喪失不安定就労者などの実態に関する調査」
（<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2018/01/26/14.html>, 2022年12月26日アクセス）
- 妻木進吾（2003）「野宿生活——『社会生活の拒否』という選択」『ソシオロジ』48（1）, pp.21-37.
- 山田壮志郎（2009）『ホームレス支援における就労と福祉』明石書店
- 山田壮志郎編（2020）『ホームレス経験者が地域で定着できる条件は何か』ミネルヴァ書房